

自動車税の課税免除・減免について

富山県では、次の自動車などを対象に、一定の要件のもと、自動車税を課税免除又は減免する制度を設けています。

I 福祉の目的に使用される自動車（P. 2～3）

II 自動車学校の教習車や交通安全協会の広報自動車（P. 4）

これらのほか、災害で被災した自動車や非課税団体に無償で貸与している自動車のほか政府の補助を受けている生活交通路線乗合バス、日本赤十字社、公的医療機関、医業を行う公益法人が所有する自動車などについても、自動車税を課税免除または減免する制度があります。

申請方法については該当のページをご確認ください。ご不明な点があれば以下の連絡先へお問い合わせください。

○お問い合わせ先

富山県総合県税事務所自動車税センター

〒930-0992 富山市新庄町馬場 39-6

TEL : 076-424-9211

○申請書の入手方法

「自動車税課税免除・減免申請書」等の様式は、以下のとおり WEB で入手できます。

富山県電子申請サービス (<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp>) > 富山県 > 税金「福祉車両等に対する自動車税の課税免除・減免申請」



I 福祉の目的に使用される自動車

1. 対象となる自動車及び税の取扱い

自動車の所有者および車体の形状により以下のとおり課税免除または減免となります。

※ 課税免除・減免の対象となる自動車は、身体障害者等のために利用、運行される自動車に限ります。(身体障害者等が同乗する予定のない自動車は課税免除・減免できません。)

(1) 社会福祉法人またはNPO法人が所有する自動車（課税免除）

自動車検査証記録事項に記載される車体の形状が以下に該当する自動車であれば、自動車税は課税免除対象です（富山県税条例第138条第2項第5号）。

① 車いす移動車

② 患者送迎車・バス

③ 乗用車（原則として定員6人以上）で施設利用者の送迎専用車

デイサービス等施設利用者を送迎する乗用車に限ります。施設職員が利用する車は課税免除対象外です。

※ 社会福祉協議会は、この取扱いに加え、入浴車・洗濯車が課税免除の対象になります。

※ 所有者がリース会社の場合は以下の（2）に該当します。

(2) 上記（1）以外の者が所有する自動車（減免）※リース車はこちらに該当

自動車検査証記録事項に記載される車体の形状が以下に該当する自動車であれば、自動車税は減免対象です（富山県税条例第146条の2第1項第2号）。

① 車いす移動車

② 入浴車


2. 申請手続き

(1) 登録前に自動車税センターに来所し、必要書類等（右表(A)）の事前審査を受けてください。（事前審査後、申請書に確認印を押し、いったんお返しします。）

(2) 登録時に税の申告書と一緒に、事前審査を受けた書類を自動車税センターへ提出してください。（申請書に確認印のないものは、受付できません。）

(3) 登録後1週間以内に、必要書類等（右表(B)）を自動車税センターへ提出してください。

3. 必要書類等

<p>事前審査時 (A)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての方 <ul style="list-style-type: none"> ① 申請書 <ul style="list-style-type: none"> ・登録番号、日付欄以外すべて記入してください。 ② 自動車の利用計画書(別紙様式例に類するもの(運行範囲、頻度が分かるもの)) ③ 自動車の概要のわかるもの(自動車のカタログ、注文書等) ●個人の方 <ul style="list-style-type: none"> ④ 所有者と車いすを必要とする方との関係を証明する書類(住民票、戸籍等) ⑤ 車いすを必要とすることの証明 <ul style="list-style-type: none"> 例： <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉手帳写し ・医療機関の診断書 ・居宅サービス計画書及びサービス利用票の写し (ケアマネージャーの原本証明があるもの) ・補装具費支給決定通知書の写し等車いすを必要とすることがわかる書類 ●法人及び個人(事業主)の方 <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 登記事項証明書(法人登記簿謄本)(新規に設立される法人のみ) ⑦ 定款の写し(申請者が医療法人財団の場合は寄付行為の写しを提出) ⑧ 施設概要書(パンフレット・チラシ等) <p>※ 個人事業主の方については、⑥～⑧に代えて、個人事業を証明する書類(営業許可書写し等)が必要です。</p> ●NPO法人は上記⑥～⑧に加えて <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 直近の事業報告書
<p>登録後 (B)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての方 <ul style="list-style-type: none"> ⑩ 自動車検査証記録事項の写し ⑪ 自動車の全景写真(登録番号が分かるもの) 車いす移動車については車椅子昇降・固定装置部分、入浴車については浴槽部分を含めて撮影してください。 ※ ⑩、⑪は以下の URL から WEB 上で提出可能 https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/Jg3hpFjX 

《注意事項》

- ・リース車など、所有者課税の自動車で申請する場合は、所有者を申請者としてください。
- ・「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」、「入浴車」とは、自動車検査証の「車体の形状」欄に、それぞれの名称が記載された特種用途車を指します。
- ・年度途中で移転・変更登録により自動車を取得した場合でも課税免除の対象となります。
- ・課税免除の承認を受けた自動車については、承認後も課税免除要件が満たされているかを確認するため、使用状況等の調査を定期的に行っています。
- ・課税免除の要件を欠くこととなった場合(自動車を送迎に使用しなくなった場合等)は、「自動車税課税免除事由消滅申告書」を速やかに提出してください。課税免除要件を欠くこととなった日の翌月分から自動車税が課税されます。

Ⅱ 自動車学校の教習車・交通安全協会の広報自動車

1. 課税免除の対象となる自動車

以下の自動車の自動車税は課税免除の対象です（リース車は課税免除対象外です。）。

- (1) 自動車学校の教習車（富山県税条例第138条第1項第3号）
- (2) 交通安全協会の広報自動車（富山県税条例第138条第1項第5号）

2. 申請手続き

- (1) 登録前に、自動車税センターで、必要書類等（下表(A)）の事前審査を受けてください。（事前審査後、申請書に確認印を押し、いったんお返しします。）
- (2) 登録時に、税の申告書と一緒に、事前審査を受けた書類を自動車税センターへ提出してください。（申請書に確認印のないものは、受付できません。）
- (3) 登録後1週間以内に、必要書類等（下表(B)）を自動車税センターへ提出してください。

3. 必要書類等

対象となる自動車	事前審査時(A)	登録後(B)
自動車学校の教習車	① 申請書 ^(※1) ② 指定自動車教習所の証明書 ③ 指定自動車教習所路上教習用自動車証明書	① 自動車検査証 記録事項の写し
交通安全協会の広報自動車	① 申請書 ^(※1) ② 所轄の警察署長の証明書 ^(※2) ③ 申請団体の事業計画書 ④ 自動車の使用計画書	① 自動車検査証 記録事項の写し ② 写真 ^(※3)

※1 登録番号、日付欄以外すべて記入してください。

※2 申請団体が交通安全に関し知識の普及宣伝等を目的とする団体であることを証明したもの。

※3 自動車の正面及び側面を撮影したもので、登録番号・スピーカー・名称塗装部分
が分かるもの。